

ダイオキシン類対策特別措置法

(平成十一年七月一六日法律第一〇五号)(参)

一、提案理由(平成十一年七月七日・参議院本会議)

委員長(松谷蒼一郎君)

……………(略)……………

次に、ダイオキシン類対策特別措置法案について、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めようとするものであります。

なお、本法律案は、国土・環境委員会において内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものでありまして、何とぞ速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告(平成十一年七月一二日)

北橋健治君 ただいま議題となりましたダイオキシン類対策特別措置法案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を行うため、施策の基本とすべき基準、必要な規制及び汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ろうとするものであります。

本案は、参議院提出によるものでありまして、去る七月八日本委員会に付託され、九日参議院の国土・環境委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。